

令和8年（フ）第686号

千葉市若葉区桜木1丁目32番12号 エクラシ
ア若葉桜木
破産者 船岡久美子

- 1 決定年月日 令和8年10月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第810号

千葉市中央区千葉寺町208番地13 ヒルズナ
イン202号
破産者 前田 美弥

- 1 決定年月日 令和8年10月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第602号

千葉県市川市相之川3丁目5番3ー101号
(ハイブリッジクレスト)
破産者 島田 眞

- 1 決定年月日 令和8年10月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第603号

千葉県市川市相之川3丁目5番3ー101号
(ハイブリッジクレスト)
破産者 島田 敏子

- 1 決定年月日 令和8年10月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第748号

千葉県船橋市西習志野3丁目17番1号 市川
ハイツ101号
破産者 粟生田 浩

- 1 決定年月日 令和8年10月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第1013号

千葉県八千代市八千代台北7丁目4番地2
破産者 肥前 孝志

- 1 決定年月日 令和8年10月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第1045号

千葉県市川市八幡3丁目19番15号
破産者 株式会社ＢＰデザインズ

- 1 決定年月日 令和8年10月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（フ）第133号

千葉県大網白里市柿餅131番地19 コン
フォートブルックA棟107
破産者 後藤日出子

- 1 決定年月日 令和8年10月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和8年（フ）第93号

千葉県山武市松尾町下野164番地1
破産者 秋葉 祐司

- 1 決定年月日 令和8年10月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年（フ）第653号

大阪府泉南郡熊取町つばさが丘西二丁目22番
18号
破産者 ナカオ商会株式会社

- 1 決定年月日 令和8年10月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年（フ）第79号

奈良県磯城郡川西町大字下永1304番地の1
破産者 株式会社ＺＥＮＨＯＭＥ

- 1 決定年月日 令和8年10月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年（フ）第2号

青森県西津軽郡深浦町大字正道尻字小磯84番
地2
破産者 株式会社秋穂ハウス

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和8年（フ）第541号

宮城県宮城郡七ヶ浜町花洲浜字天神堂30番地
の4
破産者 有限会社シーブイネイションズ

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第182号

埼玉県深谷市原郷25
破産者 じてんしゃＲＩＮＧＳ株式会社

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和8年（フ）第217号

埼玉県熊谷市上之1867番地10
破産者 株式会社ＡＣＴ

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年（フ）第1522号

千葉県船橋市飯山満町2丁目685番地3 有
料老人ホームはさま、開始決定時の住所千葉
県船橋市藤原6丁目26番4ー1003号
破産者 吉田 貞子

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（フ）第2082号

千葉県市川市真間2丁目16番8号
破産者 有限会社フレッシュマートあるが

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第672号

千葉県船橋市前原西3丁目25番19号 チャー
ムハイツ津田沼101号
破産者 寺尾 匠

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第757号

千葉県四街道市鹿放ヶ丘569番地4 フロー
ラⅡ202、開始決定時の住所千葉市花見川区
千種町105番地41

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第998号

千葉県市原市青葉台3丁目27番地9
破産者 赤石 航輝

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第1011号

千葉県緑区おゆみ野中央8丁目32番地1 エ
ルテナおゆみ野2 207号
破産者 田中 大輔

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係